

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	坂原地区 (坂原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地アンケート調査によると、地域内の農業者の平均年齢は70.3歳であり、町平均の70.1歳と大きく差はなく、元気なうちは農業を続けたいという意向が多いものの、後継者のめどが立っていない農業者が7割弱となっている。

傾斜地が多いことから管理する法面が広く、高齢化もあり、畦畔の草刈りの負担が大きくなっていることから、2～3反程度の農地でも農業が辛いとの声が挙がっている。

農業だけで生計を立てることが難しく、中山間交付金等の活用を続けていきたいが、事務を担う後継者がいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内で助け合い、共同作業により農地を守る。地権者と耕作者の更なる良好な関係づくりによる農地の集積、家族への思いの継承などによる後継者育成を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字坂原(坂原集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者のいない農地を担い手に集積するよう、地域内で情報を共有していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
一筆の面積を拡大していくよう、検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で継続的に検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば、検討する。

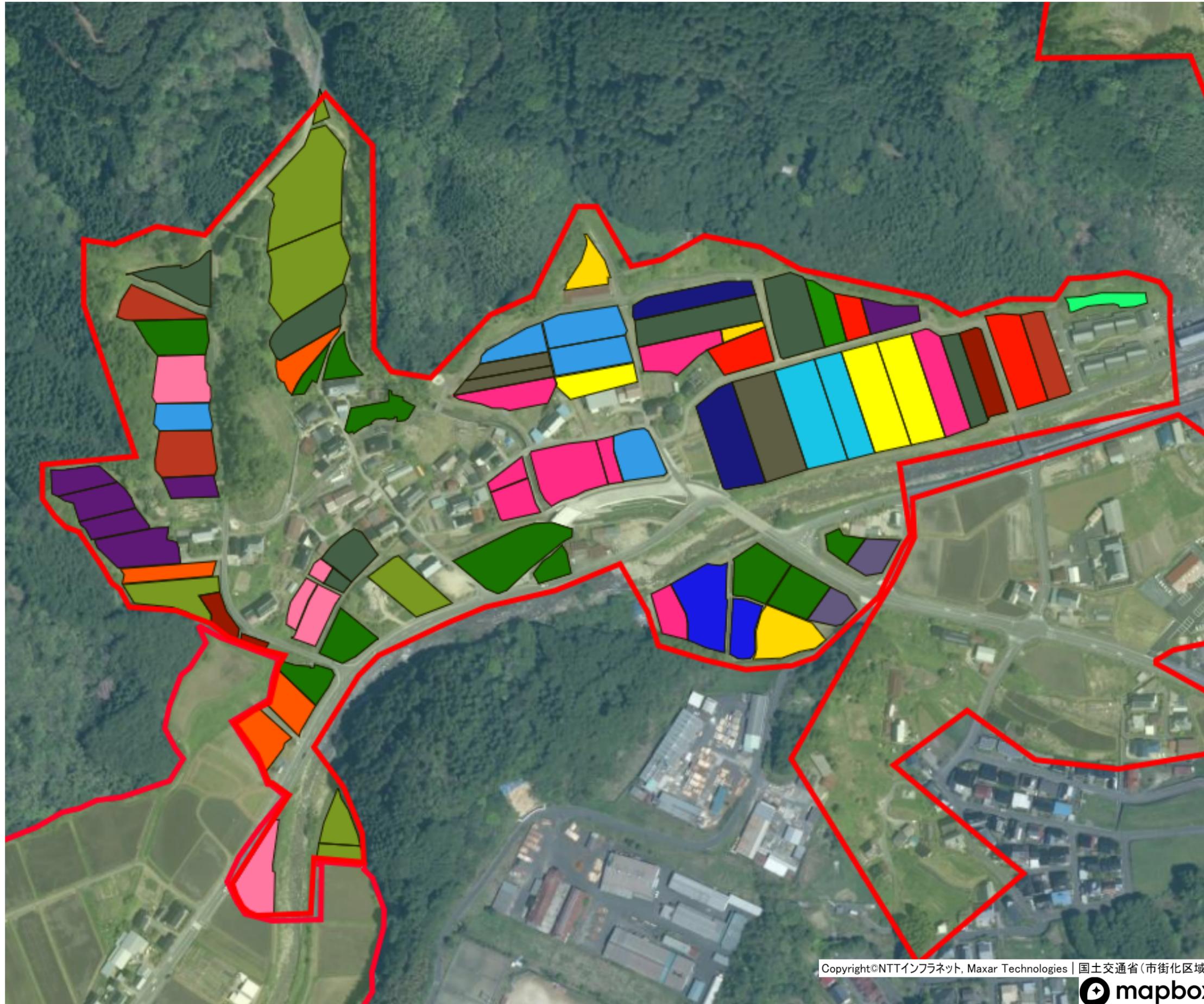
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦多面・中山間交付金事業の活動継続

坂原地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T